

改善報告書

大学名称 拓殖大学 (大学評価実施年度 2021(令和 3)年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学では、2021(令和 3)年度に第 3 期認証評価を受審し、「拓殖大学は、(公財)大学基準協会の大学基準に適合していると認定する。」との評価結果を得たが、その際に改善課題 2 項目の提言を付された。これを受けて実施した改善取組の概要を以下に記載する。

(1) 大学評価結果への対応

2022(令和 4)年 3 月 15 日に大学基準協会から大学評価(認証評価)結果を受領後、同年 5 月 10 日開催の学長を委員長とする拓殖大学内部質保証委員会において同評価結果を報告した(資料 1-1~資料 1-2)。また、同委員会において、大学評価結果で「改善が望まれる」とされた項目を含め整理し、FD委員会、大学教学会議、大学院委員会等に対して改善に向けた検討を指示するとともに、毎年度末には、各項目における検討・実施状況の確認を行い、PDCAサイクルを確立している(資料 1-3~資料 1-5)。

さらに、社会的評価を受ける目的で、2022(令和 4)年 3 月に拓殖大学のホームページにおいて「大学評価結果」、「自己点検評価報告書」の公表を行った(資料 1-6)。

(2) 拓殖大学内部質保証システムの充実・強化

本学における内部質保証システムは、2018(平成 30)年 12 月に設置した「拓殖大学内部質保証委員会」を中心に実施してきたが、大学評価結果において「内部質保証委員会」が発足間もないこともあり、これらの体制が十分有効に機能しているとは言えないため、今後、PDCAサイクルの実効性を担保することが望まれる。」との意見が示されたため、2022(令和 4)年 12 月 13 日開催の内部質保証委員会において「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」の改定、「拓殖大学質保証システム構成図」の策定及び「自己点検・評価シート」の導入を決定し、内部質保証システムの明確化、実効性及び適切性の向上を図った(資料 1-7~資料 1-9)。

なお、「自己点検・評価シート」は各部署における自己点検・評価の実施に用いており、シート(No. 1)では、大学基準協会が行う大学評価の基準(10 項目)と点検・評価項目における評価の視点ごとに 4 段階評価(概ね良好、軽度な課題あり、課題多し、非該当)を実施。シート(No. 2)では、各部署の長所・特色、各部署における当該年度の問題点、特記事項、自己評価を分析・明記することにより、次の改善又は充実に活用している。例えば、改善課題「大学院の定員管理の徹底」について指摘された大学院商学研究科においては、シート(No. 2)を用いて自己点検した結果を改善につなげている。(資料 1-10)

<根拠資料>

- 1－1 「拓殖大学内部質保証委員会規程」
- 1－2 「認証評価結果を踏まえた改善課題に関する取り組み」
- 1－3 「内部質保証委員会資料『認証評価機関における大学評価結果を踏まえた検討事項』
の検討部署・検討結果の提出締切（案）」
- 1－4 「内部質保証委員会議事録＜抜粋＞（令和4年6月14日）」
- 1－5 「内部質保証委員会資料『認証評価機関における大学評価結果を踏まえた検討事項』
の検討進捗状況」
- 1－6 「大学評価結果」、「自己点検評価報告書」の公表
<https://www.takushoku-u.ac.jp/summary/evaluation.html>
- 1－7 「拓殖大学内部質保証の方針及び手続」
https://www.takushoku-u.ac.jp/summary/files/various_policies2024.pdf
- 1－8 「拓殖大学質保証システム構成図」
https://www.takushoku-u.ac.jp/summary/files/various_policies2024.pdf
- 1－9 「自己点検・評価シート」
- 1－10 「令和6年度自己点検・評価シート（No.2）：商学研究科」

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

なし

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	成績評価の適切性に関し、学期試験の再試験について、再試験のみの合格点をもって、不合格となった科目の最終評価を抹消する措置を講じている。経年的に一定数の再試験受験者に単位認定する学部・学科が複数存在し、再試験による単位認定が常態化しているため、単位の実質化、厳格な成績評価の観点から、再試験制度のあり方を検証し、適切に運用するよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	成績評価及び基準は、教育課程の編成・実施方針に「学修成果の評価」を明示し、個々の科目の講義要項には「成績評価の方法」として、学期試験、レポート、授業への取り組み等複数の評価項目と、その個々の評価項目が成績評価に占める割合(%)を記載して、多角的・複合的に成績評価を行うことを学生に周知していた。 なお、再試験実施要領における成績評価基準の記載が「最終評価を抹消し、60点を上限として再評価する」となっていたため、再試験のみの合格点をもって、多角的・複合的な観点から算出した科目の成績評価を抹消するとの誤解を与える表現であったこと、これにより、再試験の合格点のみを科目の総合評価とするとの誤解を与え、単位の実質化や厳格な成績評価の観点から問題がある表現を用いていた。さらに、再試験における「申込み・受験出来る単位数」が学部によって上限がない等異なっており、単位の実質化の観点から課題が認められた。
	大学評価後の改善状況	内部質保証委員会からの指示のもと、FD委員会を中心に他大学における「再試験制度」実施状況、本学の再試験データ等に基づき検討を実施し、2023(令和5)年7月7日開催のFD委員会において

		「再試験制度の在り方の方向性(案)」を審議・決定した後、同年 7 月 25 日開催の大学教学会議において最終決定した(資料 2-(2)-1-1～資料 2-(2)-1-3)。この結果、以下の事項を全学部統一とし、各学部教授会において情報共有を図った(資料 2-(2)-1-4～資料 2-(2)-1-5)。また、全学部の 2025(令和 7)年度履修要項に記載し、学生へ周知した。(資料 2-(2)-1-6) 1. 「申込み・受験出来る単位数」の統一 学部によって上限がない等異なっていた「申込み・受験出来る単位数」を卒業保留時、進級保留時共に全学部「10 単位」に統一。 2. 再試験時の成績評価の表記の変更 一度評価された成績が再試験のみの合格点をもって再評価されるように読み取れるとの指摘から、多角的・複合的な観点から算出した科目の成績を総合的に再評価するということを「試験(筆記、口頭、実技等)、レポート、授業参加状況(発表等)を総合的に判断して評価した成績について、再試験の結果を考慮し、60 点を上限として再評価する」と明示。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-1-1 「再試験制度の在り方の方向性(案)」 資料 2-(2)-1-2 「FD 委員会議事録＜抜粋＞(令和 5 年 7 月 7 日)」 資料 2-(2)-1-3 「大学教学会議議事録＜抜粋＞(令和 5 年 7 月 25 日)」 資料 2-(2)-1-4 「大学教学会議資料〔履修要項(共通事項)新旧対照表(案)] (令和 6 年 12 月 17 日、令和 7 年 2 月 18 日)」 資料 2-(2)-1-5 「大学教学会議議事録＜抜粋＞(令和 6 年 12 月 17 日、令和 7 年 2 月 18 日)」 資料 2-(2)-1-6 「各学部の履修要項 <抜粋> (2025 年度入学者用)」
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、地方政治行政研究科修士課程で 0.37、商学研究科博士後期課程で 0.25、工学研究科博士後期課程で 0.18 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	大学院全体の 2020(令和 2)年 5 月 1 日付の収容定員に対する在籍学生数比率は、博士前期課程・修士課程で 0.79、博士後期課程で 0.64 であったが、各研究科の課程単位では、3 研究科において大学基準協会の示す収容定員基準を満たしていない状況であった。 ○地方政治行政研究科 修士課程の収容定員(30 名)に対して在籍学生数比率は、0.37 と低い状態であった。 ○商学研究科 博士後期課程の収容定員(12 名)に対して在籍学生数比率は、0.25 と低い状態であった。 ○工学研究科 博士後期課程の収容定員(28 名)に対して在籍学生数比率は、0.18 と低い状態であった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証委員会の指示・管理のもと、大学院委員会及び各研究科において方向性の検討を行い、改善に向けて取り組んだ。特に、定員の確保に向けた取組が重要であるとの認識のもと、2024（令和 6）年度大学院入試制度の改革実施〔2022（令和 4）年 10 月 18 日大学院委員会決定〕、拓殖大学大学院ホームページのリニューアル及び大学院進学相談会への参加等による募集活動の充実など全学的に取り組んだ（資料 2-(2)-2-1）～資料 2-(2)-2-4）。 また、各研究科が独自に実施した改善策・改善状況は次のとおりである。 ○地方政治行政研究科 2023（令和 5）年度第 6 回及び第 7 回の地方政治行政研究科委員会において、カリキュラム改定につ

		いて審議し、「社会の変化を踏まえ修了者が、地方政治家、地方公務員等の政策を立案し遂行する職業や活動の分野でより優れた能力を発揮させるため、行政系列における科目の廃止及び科目の新設」を決定し、その後、関係諸会議における審議を経て、2024（令和 6）年 2 月 15 日の理事会において、大学院学則（別表第 8）の改正を決定した。（資料 2-(2)-2-5、資料 2-(2)-2-6） 以上のような全学的な取組及び研究科独自の取組を実施したことにより、2025(令和 7)年 5 月 1 日時点の収容定員充足率は 0.57 に改善している（資料 2-(2)-2-7）。 ○商学研究科 博士後期課程の入学定員の見直しを 2020(令和 2)年度に行っており、2025(令和 7)年 5 月 1 日時点における入学定員は 2 名、収容定員は 6 名である（資料 2-(2)-2-10）。 また、2022（令和 4）年度第 4 回商学研究科委員会において、大学院入試制度（案）について審議・決定し、大学院委員会に上程することとした。博士後期課程においては、2024(令和 6)年度入学者試験「一般／留学生／社会人試験」について、試験実施日を 2 回に増やし、受験機会の拡大を図った（資料 2-(2)-2-8、資料 2-(2)-2-1、資料 2-(2)-2-2）。 以上のような全学的な取組及び研究科独自の取組を実施したことにより、2025(令和 7)年 5 月 1 日時点の収容定員充足率は 0.67 に改善している（資料 2-(2)-2-7）。 ○工学研究科 博士後期課程の入学定員の見直しを 2020(令和 2)年度に行っており、2025(令和 7)年 5 月 1 日時点における入学定員は 4 名、収容定員は 12 名である（資料 2-(2)-2-10）。 また、2022（令和 4）年度第 2 回工学研究科委員会において、大学院入試制度（案）について審議・決定し、大学院委員会に上程することとした。博士後期課程においては、2024(令和 6)年度入学者試験
--	--	---

		において、4つの試験制度を「学内特別奨学生試験」「一般／留学生／社会人試験」に統合することにより、試験制度の明確化を図った（資料2-(2)-2-9、資料2-(2)-2-1、資料2-(2)-2-2）。 以上のような全学的な取組及び研究科独自の取組を実施したことにより、2025(令和7)年5月1日時点の収容定員充足率は0.75に改善している（資料2-(2)-2-7）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-2-1「大学院委員会資料〔大学院入試制度(案)〕（令和4年10月18日）」 資料2-(2)-2-2「大学院委員会議事録＜抜粋＞（令和4年10月18日）」 資料2-(2)-2-3「拓殖大学大学院ホームページ」 https://graduate.takushoku-u.ac.jp/ 資料2-(2)-2-4「大学院委員会議事録＜抜粋＞（令和5年4月25日）」 資料2-(2)-2-5「地方政治行政研究科委員会議事録＜抜粋＞（令和5年10月27日）、令和5年11月24日）」 資料2-(2)-2-6「理事会資料〔大学院学則(別表第8)新旧対照表(案)〕（令和6年2月15日）」 資料2-(2)-2-7「2025年度の学生受け入れ状況（大学基礎データ表2・2025年5月1日）」 資料2-(2)-2-8「商学研究科委員会議事録＜抜粋＞（令和4年7月22日）」 資料2-(2)-2-9「工学研究科委員会記録＜抜粋＞（令和4年5月27日）」 資料2-(2)-2-10「拓殖大学大学院の収容定員の変更に係る学則変更について(届出)(令和元年12月23日)」
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1